

# 令和8年度豊頃町農ある暮らし移住等体験用住宅募集要領

## 1 利用可能期間

令和8年4月6日（月）～令和9年3月12日（金）のうち2週間から6か月間。  
(予約がない場合に限り最大6か月まで延長可)

## 2 受付期間

令和7年12月17日（水）～令和8年1月16日（金）

## 3 住宅概要

住　宅	土間のある家	カラマツの家
所 在 地	豊頃町豊頃南町 116-5	豊頃町豊頃南町 116-6
構　造	木造2階建（1LDK）	木造平屋建（1LDK）
住宅面積	109.44 m <sup>2</sup>	92.06 m <sup>2</sup>

## 4 費用

住　宅	土間のある家・カラマツの家		
入居時 (前納)		利用時期	費　用
		夏期 (4月～10月)	3か月以内の利用　月 69,000円
			3か月を超える利用　月 49,000円
		冬期 (11月～3月)	3か月以内の利用　月 49,000円
			3か月を超える利用　月 29,000円
		※1 1か月目からの費用となります。	
(例)8月1日から11月末日まで4か月利用の場合 (49,000円×3か月) + (29,000円×1か月) = 176,000円			

入居時 (前納)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気料、上下水道料、インターネット使用料、NHK 受信料含む。</li> <li>1か月未満の端数が生じた場合は日割り計算の額となります。</li> </ul> <p><b>※別途で清掃料 20,000 円を納入頂きます。</b></p>
入居中	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊頃町指定ごみ袋、日用品及び消耗品等</li> </ul>
退去時	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用した寝具の各種カバー及びシーツのクリーニング代 (1 セット 1,500 円程度)</li> <li>灯油及び薪、ペレット（使用した場合は補充をしてください）</li> </ul>

## 5 設備等

- ユニットバス、ウォシュレット、ペレットストーブ、灯油ストーブ、生活家電、IH コンロ、調理器具、食器類、自転車ほか
- インターネット環境完備（光回線）
- 固定電話はありません。携帯電話で対応願います。

## 6 貸付条件

- 豊頃町への移住を検討されている方。
- 事業の趣旨に賛同してアンケート調査や、ホームページへの写真等の掲載、マスコミ取材へのご協力をいただける方。
- 心身ともに健康である方。
- 上記のほか、別表第 1 に掲げる行為をしない方。

## 7 申込方法

「体験住宅借用申請書」及び「移住検討状況調査表」に必要事項をご記入の上、**利用者全員の住民票の写しを添付**し、下記宛てに郵送又は電子メールにてご送付ください。

〒089-5392

北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地

豊頃町役場 総務政策課 政策推進係

電話：015-574-2211 メールアドレス:kikaku@toyokoro.jp

## 8 貸付決定

- ・貸付決定は先着順ではありません。
- ・貸付期間等に重複がある場合、利用者については本町において選考いたします。
- ・選考結果は1月下旬～2月上旬頃にお知らせいたします。

## 9 備考

- ・利用者決定後、空期間がある場合は、随時申し込みを受付いたします。

別表第1

1 体験住宅の所在地に住所を定めること。
2 借受けの権利を譲渡、転貸すること。
3 増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は敷地内に工作物を設置すること。
4 銃砲、刃剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
5 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
6 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
7 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。
8 犬、猫等の動物を飼育し又は持込むこと。
9 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
10 興行、展示会、その他これに類する催しをすること。
11 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
12 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
13 体験住宅内で喫煙すること。
14 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
15 その他体験住宅の使用にふさわしくない行為をすること。